

「自動車運転者の労働時間等の 改善のための基準」改正の動向

山形労働局 労働基準部監督課

労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会の今後の進め方(案)

自動車運転者労働時間等専門委員会

令和元年11月25日

労働条件分科会に「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置

令和元年12月19日

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第1回開催

- ・ 専門委員紹介
- ・ 専門委員会設置の経緯、目的の説明
- ・ 今後の進め方
- ・ 改善基準告示の説明
- ・ 検討項目と現状の説明、実態調査に向けた議論

令和2年 4月～

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第2回開催

- ・ 実態調査検討会の検討結果の確認
- ・ 実態把握調査に向けた論点の整理
- ・ 自動車運転者労働時間等の実態把握・調査の方向性について

令和3年 1月 ～ とりまとめまで

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第3回 ～ 数回

- ・ 実態把握・調査結果を踏まえた議論
- ・ 改善基準告示の見直しの検討結果とりまとめ

とりまとめ後、労働条件分科会に報告

自動車運転者の労働時間等
に係る実態調査検討会

令和2年1～3月頃
自動車運転者労働時間等の
実態把握・調査（方向性）

令和2年度
自動車運転者労働時間等の
調査設計、実態把握・調査
(*) 調査実施時期令和2年秋目途

(報告)

(参考)

- ・ 令和3年12月 告示改正・公布
- ・ 令和4年1月～令和6年3月 周知・施行準備期間
- ・ 令和6年4月 施行（自動車運転者の上限規制適用猶予期間終了と同時に）

改善基準告示見直しの主な論点

- 働き方改革関連法の国会附帯決議を踏まえ、過労死等の防止の観点から総拘束時間等の改善について改善基準告示の見直しが必要。
- ハイヤー・タクシー、トラック、バスといった業態、長距離運行と近距離運行といった運行内容、都市と地方といった地域差等の実態をよく把握した上での見直しが必要。

拘束時間

(※労働時間(法定+時間外+休日)+休憩時間)

- ・働き方改革関連法の施行を踏まえどうあるべきか
(令和6年4月から時間外労働の上限が年960時間)
- ・過労死等の防止の観点から、どう見直すべきか

休息期間

(※1日-拘束時間)

- ・拘束時間の議論を踏まえどうあるべきか
- ・インターバル規制との関係について

連続運転時間

(※4時間の後30分の休憩)

- ・安全性を確保しつつ、生産性向上に資するための見直しについて

その他

- ・年960時間の猶予期間終了後のさらなる改善について
(将来的に一般則適用)
- ・危険物輸送など緊急時の拘束時間の適用除外について

今後のスケジュール（案）

令和２年度	
８月中旬頃	第３回「労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会」（以下「専門委員会」）
９月中旬頃	第４回 専門委員会
１０月～１２月	実態調査実施（通信調査、ヒアリング調査等）
１月～２月	実態調査とりまとめ
３月	第５回 専門委員会（実態調査の結果報告）
令和３年度	
４月～１１月	・ 専門委員会で改善基準告示（以下「告示」）見直しの素案を検討 ・ 業態ごとの検討会（設置予定）で検討 →検討結果をとりまとめ、労働条件分科会に報告
１２月	告示改正
１月～	告示周知・施行準備
令和４年度	
４月～３月	告示周知・施行準備
令和５年度	
４月～３月	告示周知・施行準備
令和６年度	
４月	告示施行

出典） 令和２年６月１２日
第２回労働条件政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会資料

自動車運転者の労働時間等に係る 実態調査について

改善基準告示の見直しについて

- ◆ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められた（※1）ところ。（※1）平成30年5月25日付け衆議院厚生労働委員会附帯決議、同年6月28日付け参議院厚生労働委員会附帯決議
- ◆ 自動車運転者の多様な勤務実態や、業務の特性を踏まえた基準を定めるため、全国の運送事業者、自動車運転者を対象に実態調査を行い、同調査の結果を踏まえ、改善基準告示見直しの議論を行うもの。

- ・ 令和元年11月25日 労働条件分科会 : 「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
- ・ 令和元年12月19日 第1回専門委員会 : 議論の進め方、実態調査検討会の設置
- ・ 令和2年1月～令和2年3月 実態調査検討会の開催（計9回）
- ・ 令和2年6月12日 第2回専門委員会 : 実態調査の方向性について
- ・ 令和2年8月27日 第3回専門委員会 : 実態調査の概要について、調査票（案）について
- ・ 令和2年10月5日 第4回専門委員会 : 実態調査の詳細について、調査票（案）について
- ・ 令和3年4月～令和4年 : 改善基準告示見直しに向けた議論
（令和4年12月までに、改善基準告示改正）
- ・ 令和6年4月 : 改善基準告示施行

実態調査検討会

・ハイヤー・タクシー
令和2年1月30日、2月14日、3月10日
・トラック
令和2年1月31日、2月17日、3月6日
・バス
令和2年1月31日、2月27日、3月25日

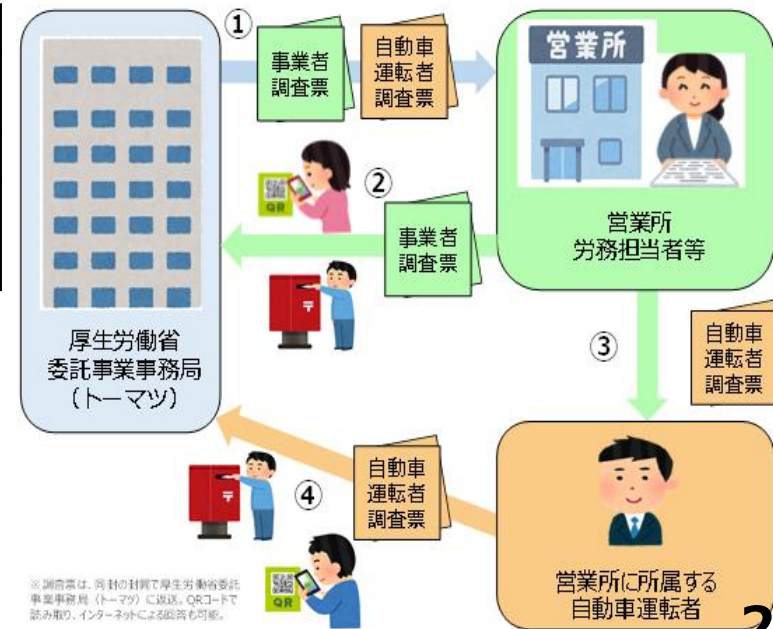
実態調査の実施

・令和2年10月～12月頃まで

・業態別の作業部会、専門委員会を複数回開催予定
・令和3年度は、随時、調査を実施予定

	営業所数	自動車運転者数	内訳
ハイヤー・タクシー	188営業所	3,760人	47都道府県×4営業所×20名
トラック	705営業所	4,230人	47都道府県×15営業所×6名
バス	400営業所 ・乗合280営業所（うち、一般路線200、高速80）、貸切120営業所	1,600人 ・乗合1,120人（うち、一般路線800、高速320）、貸切480人	47都道府県×8.5営業所×4名

- ① 委託業者から、営業所の労務担当者等に調査票（※2）、（※3）を送付する。
（※2）事業者調査票と自動車運転者調査票、（※3）バスについては、本社労務担当者へ調査票を送付
- ② 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記載（※4）の上、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に事業者調査票を送付する。（※4）同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能
- ③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（返信用封筒含む）を手交し、記載を依頼する。
- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（返信用封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記載（※5）し、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に自動車運転者調査票を送付する。（※6）
（※5）同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能。（※6）ヒアリング調査については、委託業者が、自動車運転者の通信調査の結果を確認後、業態毎に数十人対象を選定し、実施



※調査票は、同封の封筒で厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）に送付。QRコードで読み取り、インターネットによる回答も可能。

3 通信調査（書面）の調査項目（案）の概要について ②

トラック

事業者調査

I 営業所の概要

営業所の所在地、主たる事業内容、最も取引額が多い発荷主の業種、従業員数及び自動車運転者数、保有する車両の内訳と台数、運行種別の割合（長距離、ルート配送等）、運行管理に従事する者の数、「働きやすい職場認証制度」の申請の有無、運行管理者一人当たり管理を担当する自動車運転者数、Gマーク認定の有無、労働組合の有無、36協定の締結状況、協定に基づく1箇月の拘束時間の延長状況

II 自動車運転者の拘束時間等

1日の拘束時間、1箇月の拘束時間、1年間の拘束時間、最長の連続運転時間、1運行の運転時間、1日の時間外労働時間、1日の休憩時間、1日の拘束時間が15時間を超えた回数、法定休日労働の回数

III 改善基準告示の特例等の利用状況

特例の利用状況（休息期間分割・2人乗務・隔日勤務・フェリー乗船の状況）、緊急輸送等の適用除外業務の状況

IV 改善基準告示の内容

現行の改善基準告示の基準について問題があると感じる項目（及び適切と思う時間と理由）

V その他

改善基準告示を遵守する上での課題、荷主から理解を得るために行っている取組や工夫、現在の同告示の内容及び改定についての意見等

自動車運転者調査

I 自動車運転者自身のこと

性別、年齢、雇用形態、勤務先での勤続年数、自動車運転者としての経験年数、乗車している車種（大型、中型等）、勤務体系（長距離、ルート配送等）、勤務シフト、勤務時間帯、労働組合への加入の有無、年収

II 疲労度に影響のある事項

運転業務の疲労度に影響のある事項、車両性能の向上が疲労度に及ぼす影響

III 休息期間の過ごし方

最も忙しかった日の休息期間とその内訳

IV 改善基準告示に対する認識

改善基準告示の各基準の認識

V 自身の拘束時間等の状況及び改善基準告示の内容

繁忙期における1日の最長の拘束時間、1箇月の拘束時間、最長の連続運転時間、現在の改善基準告示について問題があると感じる項目（及び適切と思う時間と理由）、同告示の規制が働き方に及ぼす影響、収入と長時間労働の関係性

VI その他の事項

自動車運転者を続けるために必要な要因、事業主による改善基準告示の遵守を意識した運行計画の作成の有無、荷主の協力、同告示の規制を強めたほうが良いと考える項目、拘束時間短縮や休息期間が長くなることによる利点、現在の同告示の内容及び改定についての意見